



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

海外出願支援事業

～2025年度 事業概要のご案内～

特許・商標等の海外出願に要する費用の一部を補助します。

【海外出願支援事業】

「補助金・助成金」 本事業は、道内中小企業者等にご活用いただける補助金です。

対象者	補助内容	補助対象となる出願	主な補助対象経費
<p>道内の中小企業等</p> <p>①補助希望の出願が海外での権利が成立した場合、取得した権利を活用した事業展開を計画していること。</p> <p>②補助希望の商標登録に関し、外国における冒認対策に意思があること。</p>	<p>特許 上限 150万円</p> <p>実用新案、意匠、 商標 上限 60万円</p> <p>冒認対策商標 上限 30万円</p> <p>補助率 1/2以内</p>	<ol style="list-style-type: none">1.パリ条約等に基づき優先権主張等を行う国際出願2.PCT国際出願による各国への国内移行出願3.ハーグ協定に基づく意匠の外国出願4.マドリッド協定議定書に基づく商標の国際出願	<ul style="list-style-type: none">・外国特許庁への出願手数料・現地代理人費用・国内代理人費用・翻訳費用

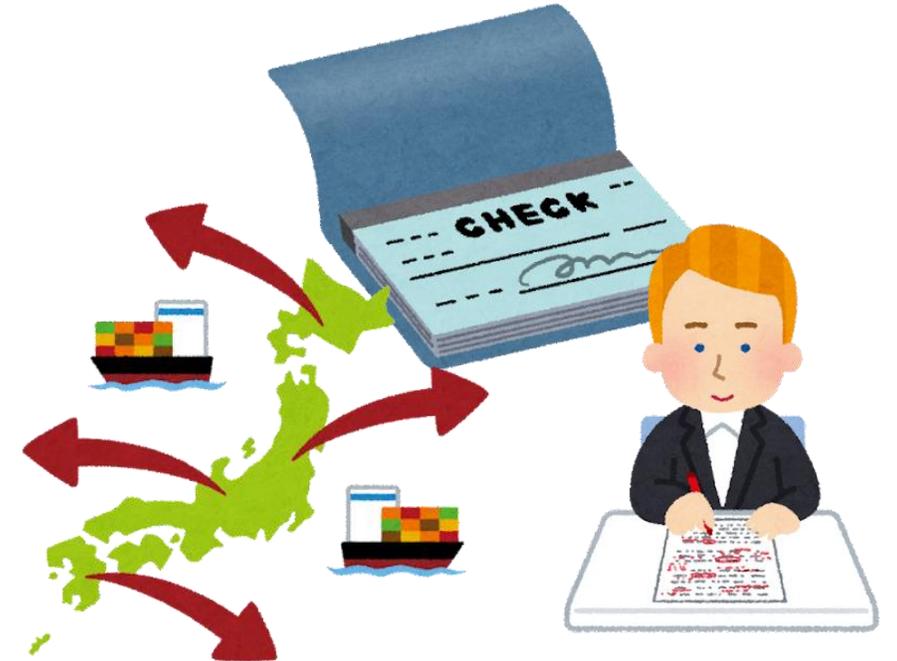
【海外出願支援事業】

活用事例

海外での事業展開を目的として、既に日本で取得済みの医薬品の特許を、優先権を主張して外国出願を行う。

対象経費

- 出願国特許庁への出願手数料
- 翻訳費用
- 国内代理人費用
- 現地代理人費用



本事業活用による効果

顧客からの信頼性を高め、ブランド価値の維持・向上に繋がります。模倣品対策だけでなく技術力のアピール、信用力を担う基盤を構築することが期待できます。

【海外出願支援事業】

交付までの流れ



ご注意

- 補助対象経費は、交付決定日以降に発注し、補助事業期間終了までに支払を終えた経費に限ります。
- 同一年度において、補助事業の内容の全部または一部を対象として、国（独立行政法人を含む）または道の補助金・助成金が交付される場合、補助の対象とすることはできません。

募集

- 当センターのホームページ、公募カレンダー等をご確認願います。

応募方法

- 募集要項・申請様式は、当センターのホームページにて公開しますので、よくお読みの上、応募してください。

【海外出願支援事業】

ご不明な点や募集期間等はお気軽にお問い合わせください。
また、当センターホームページに事業概要を掲載していますのでご覧ください。

お問合せ先

- **企業振興部 企業振興G**
- TEL 011-232-2403
- E-mail jyoseishien@hsc.or.jp
- URL <https://www.hsc.or.jp>



北海道中小企業総合支援センター
ホームページ



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター